|  |
| --- |
| 店舗№ |
|  |

（様式４－４）

**申請する店舗（小値賀町内のみ）の情報**

**【開店１年未満の店舗用】**

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名  または個人事業主名 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | | | |
| **第３期：９月7日～９月12日**  次の取組内容を記入及び店舗ごとの支給額を計算してください。 | | | |
| 該当する取組内容の□に✔を付けてください | ９月7日  ～９月12日 | □ | 午後８時から翌朝午前５時までの間に営業していましたが、左記の期間中は、午前５時から午後８時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）し、酒類の提供は午後７時以降行わないようにしました。 |
| □ | 午後８時から翌朝午前５時までの間に営業していましたが、「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」において認証を受けており（認証ステッカーを掲示）、左記の期間中は、午前５時から午後９時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）し、酒類の提供は午後８時以降行わないようにしました。 |
| 備考 |  | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第３期の店舗ごとの支給額計算 | | | | | | | | | | |
| **第３期の支給額**  **（小計②）** |  | **,** |  |  |  | **,** |  |  |  | **円** |

|  |
| --- |
| **◎開店日：令和（　　）年（　　）月（　　）日　※飲食店・喫茶店の営業許可日以降**  **※該当する計算方法の□に✔を付けてください。** |
| **◎中小企業（個人事業主を含む）の場合　※大企業は選択できません**  **開店日～本年９月６日における１日あたりの売上高は８万３,３３３円以下ですか**  **□Ａ．はい**  **➡　飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）の添付は不要です**  **➡**　店舗の支給額は次のとおりです。  　　　　　　　→１日あたりの支給単価は、２万５，０００円  　　　　　　　→　小計②　１５万円 （２万５，０００円 × ６日）  **□Ｂ．いいえ**  **➡　飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）の添付は必要です**  **➡　店舗の支給額について、次のとおり計算してください。**  （１）開店日～本年９月６日における１日あたりの売上高を算定  　・開店日～本年９月６日の売上高合計　 　（Ａ）　　,　　　,　　　円  ・開店日～本年９月６日の日数（暦日数） （Ｂ）　　　　日  ・（Ａ）÷（Ｂ）＝　（Ｃ）　　,　　　,　　　円(１円未満の端数は切り上げ)  　（２）１日あたりの支給単価を決定 （１日あたりの売上高の４割）  　　・（Ｃ）× ０.３ ＝　（Ｄ）　　,　　　,０００円(千円未満の端数は切り上げ)  　　・（Ｄ）と２万５，０００円のうち、いずれか高い金額（Ｆ）　　,　　　,０００円  　　・（Ｆ）と７万５，０００円のうち、いずれか低い金額（Ｇ）　　,　　　,０００円  （３）店舗の支給額  　　・（Ｇ）× ６日 ＝　小計②　　　,　　　,０００円  （裏面につづく）  **◎大企業の場合　※中小企業（個人事業主を含む）も選択できます。**  **□Ｃ.開店日～本年９月６日との比較による本年９月の１日あたりの売上高減少額から算出**  **➡　飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）の添付は必要です**  **➡　店舗の支給額について、次のとおり計算してください。**  （１）本年９月の１日あたりの売上高を算定  　・本年９月の売上高　（Ａ）　　,　　　,　　　円  　・（Ａ） ÷ ３０日 ＝　（Ｂ）　　,　　　,　　　円(１円未満の端数は切り上げ)  　（２）１日あたりの減少額を算定  　・開店日～本年９月６日の売上高　（Ｃ）　　,　　　,　　　円  ・開店日～本年９月６日の日数（暦日数） （Ｄ）　　　　日  ・（Ｃ）÷（Ｄ）＝　（Ｅ）　　,　　　,　　　円(１円未満の端数は切り上げ)  　・（Ｅ）―（Ｂ）＝　（Ｆ）　　,　　　,　　　円  　　（３）１日あたりの支給単価の上限を算定 　　　・（Ｅ） × ０.３ ＝ （Ｇ）　　,　　　,０００円(千円未満の端数は切り上げ)  　　　・（Ｇ）と２０万円のうち、いずれか低い金額　（Ｈ）　　,　　　,０００円  （４）１日あたりの支給単価を決定  ・（Ｆ） × ０.４ ＝ （Ｉ）　　,　　　,０００円(千円未満の端数は切り上げ)  　・（Ｈ）と（Ｉ）のうち、いずれか低い金額　（Ｊ）　　,　　　,０００円  （５）店舗の支給額 　・（Ｊ） ×　６日 ＝　小計② 　　,　　　,０００円 |